

休会制度に関する申し合わせ

1 制度の位置づけ

この制度は、一般社団法人日本体育学会（以下、「本学会」という）定款第7条 入会金及び会費に関する申し合わせとする。

2 休会の定義

本学会の正会員で、病気療養や出産・育児、介護などのため、一時的に学会活動ができない場合、休会手続きをふめば、一定期間、会費の納入を免じ、正会員としての資格を継続することができることとする。ただし、休会期間中は下記の権利を行使できない。

- ・学会誌の受け取り
- ・筆頭発表者としての学会発表
- ・代議員選挙並びに役員等選挙の選挙権
- ・代議員、役員並びに各種委員会委員への就任

3 手続き

休会を申請する場合は、単年度単位で、2月末日までに、本学会 HP の「入会・各種手続き」から申請書（別紙 休会届）をダウンロードし申請する。休会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。承認された場合には、休会期間は、翌年度の4月1日から3月31日までとする。

復会を希望する場合は、単年度単位で、2月末日までに、本学会 HP の「入会・各種手続き」から申請書（別紙 復会届）をダウンロードし申請する。復会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。

また、休会期間の上限は、原則、連続して3年とする。休会期間が3年を超えた場合には復会したものとする。さらに、日本体育学会(マイページ上)に登録のある地域・協力学会及び専門領域も同時休会・復会とする。

4 この申し合わせは、運営委員会の決議により改正することができる。

附則

- 1 この申し合わせは、2018年3月10日から施行する。

休 会 届

一般社団法人日本体育学会 会長殿

下記の理由により、日本体育学会の休会の手続きを取らせていただきます。休会にあたっては、本年度までの会費がすべて納入済みであることを確認しております。

申請日	年 月 日	会員番号	※分かる方のみ		
会員氏名			所属機関		
登録地域		地域・協力学会		専門領域	

ご注意： 現在、日本体育学会(マイページ上)にご登録いただいている地域・協力学会及び専門領域も同時休会となり

休会中連絡先：

ふりがな					
氏 名					
住 所	〒				
TEL			FAX		
e-mail	※休会中に利用可能なアドレスがあればご記入下さい。 @				

該当する「休会理由」を選び、にチェックを入れて下さい。

- 1. 病気療養による休会
- 2. 出産・育児休暇による休会
- 3. 介護による休会
- 4. その他 ※休会理由をご記入下さい

--

<送付先>

- 1. FAXの場合 03-3481-2428 (番号違いにご注意ください)
- 2. 封書の場合 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館 一般社団法人日本体育学会
- 3. E-mailの場合 taiiku-info@taiiku-gakkai.or.jp

復 会 届

一般社団法人日本体育学会 会長殿

この度、下記の年度から復会を希望します。

申請日	年 月 日	会員番号	※分かる方のみ		
会員氏名			所属機関		
登録地域	地域・協力学会		専門領域		

※日本体育学会(マイページ上)にご登録いただいている地域・協力学会及び専門領域も同時復会となります

■復会年度: _____ 年度(事業年度:4月1日～3月31日)

■復会承認は、後日連絡いたします。以下のどちらかにチェックを入れ、連絡先を記入してください。

E-mailによる連絡(メールアドレスを記入してください)

郵送による連絡(郵便番号、住所を記入してください)。

〒 -

<送付先>

1. FAXの場合 03-3481-2428 (番号違いにご注意ください)
2. 封書の場合 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館 一般社団法人日本体育学会
3. E-mailの場合 taiiku-info@taiiku-gakkai.or.jp